

特定行為研修に係る 現状・課題と今後の方向性

看護師の特定行為研修とは①

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の医療を支えるために保健師助産師看護師法が一部改正された。平成27年10月1日から手順書※により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務付けられた。

研修を実施する機関

厚生労働大臣が指定する研修機関

研修の内容

全てに共通して学ぶ「共通科目」と、特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれている。講義・演習（eラーニングを含む）、実習によって行われる。

共通科目

全ての特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための研修

共通科目の合計時間数：250 時間

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	30
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	40
医療安全学／特定行為実践	45
合計	250



区分別科目

特定行為区分ごとに必要とされる能力を身につけるための研修

区分ごとに設定された時間数：5～34 時間

(例)

特定行為区分	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	8
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5

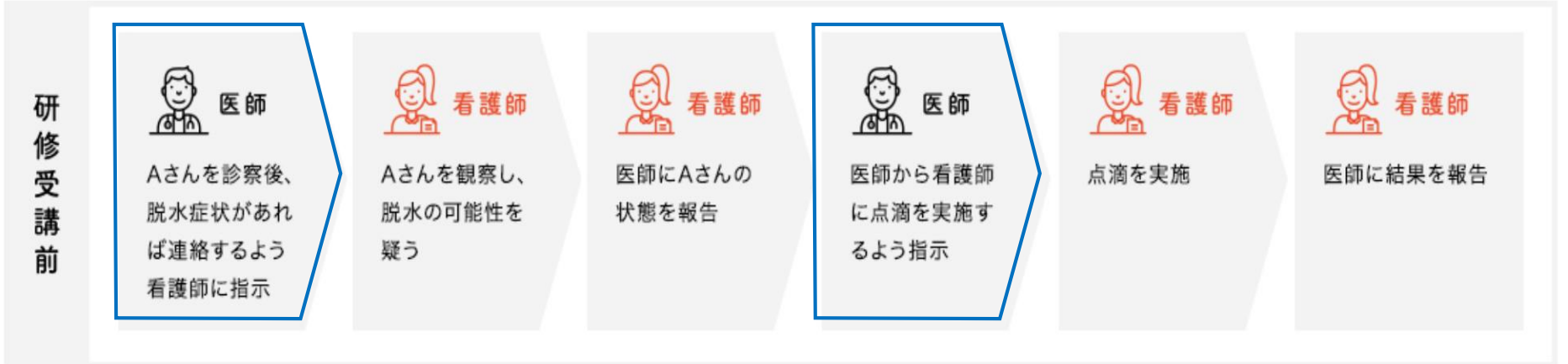
上記の時間数に加えて、区分に含まれる行為ごとに5～10症例の実習が必要となる。

※手順書：医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成するもので、「看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲」「診療の補助の内容」等が定められている。

看護師の特定行為研修とは②

研修を受けると、このように変わります

タイムリーなケアの提供が可能に!



特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更		創傷に対する陰圧閉鎖療法
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	人工呼吸器からの離脱		橈骨動脈ラインの確保
	気管カニューレの交換	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	一時的ペースメーカーリードの抜去		脱水症状に対する輸液による補正
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
	大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	膀胱ろうカテーテルの交換		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		抗精神病薬の臨時的投与
			抗不安薬の臨時的投与
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

※平成31年度以降、領域別パッケージ研修が導入された

- ①在宅・慢性期領域、②外科術後病棟管理領域、③術中麻酔管理領域、④救急領域、⑤外科系基本領域、⑥集中治療領域

領域別パッケージ研修 一覧

特定行為区分	特定行為	区分単位 【時間】	領域別パッケージ【時間】					
			在宅	外科術後	麻酔	救急	外科基本	集中治療
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	9		9	9	9		9
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	29		17	17	29		23
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更							
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器から離脱							
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換	8	8	8				8
循環器関連	一時的ペースメーカの操作及び管理	20						
	一時的ペースメーカーリードの抜去							
	経皮的な心肺補助装置の操作及び管理							
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整							
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去	8						
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更 胸腔ドレーンの抜去	13		13				
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）	8		8				
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換 膀胱カテーテルの交換	22	16					
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去	7		7			7	7
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	8		8				
創傷管理関連	褥（じよく）瘡（そう）又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法	34	26				26	
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去	5		5			5	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	13		9	13	13	9	
	橈骨動脈ラインの確保							
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理	11						9
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	16		11				
	脱水症状に対する輸液による補正							
感染に係る薬剤投与関連	感染兆候がある者に対する薬剤の臨時的投与	29					29	
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整	16						
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	8		8	8		8	
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	28		16				20
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整							
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整							
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整							
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整							
精神及び神経症状にかかる薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与	26					14	
	抗精神病薬の臨時的投与							
	抗不安薬の臨時的投与							
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整	17						
区分別科目合計時間数		335	61	119	70	76	95	76
合計時間数（共通科目+区分別科目）【時間】		585時間 +各5症例	311時間 +各5症例	369時間 +各5症例	320時間 +各5症例	326時間 +各5症例	345時間 +各5症例	326時間 +各5症例
合計行為数		38	4	15	8	9	7	10

※区分別科目の時間数に実習時間は含めず、経験すべき実習の症例数は、行為の難度に応じて5例又は10例程度

特定行為研修に求められる役割

制度創設
当初の目的

■在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進

少子高齢化の更なる進展に伴い、今後とも在宅医療の需要が増加することが見込まれる中、在宅生活を支える訪問看護においても、生産年齢人口が減少する中で、特定行為研修修了者を養成することにより質の高く効果的なケアの実施の推進が求められる。

■新興感染症の感染拡大時にも高度急性期に対応できる知識・技術を習得した看護師確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、急増した人工呼吸器・ECMO等の集中治療を要する重症患者に対応するために、高度な知識と技術を身につけた看護師の確保が求められた。新興感染症の感染拡大等の緊急的な状況における適切な医療提供体制の確保を行う観点から、重症患者に対応可能な看護師を平時から計画的に養成することが重要である。

■医師の働き方改革の推進

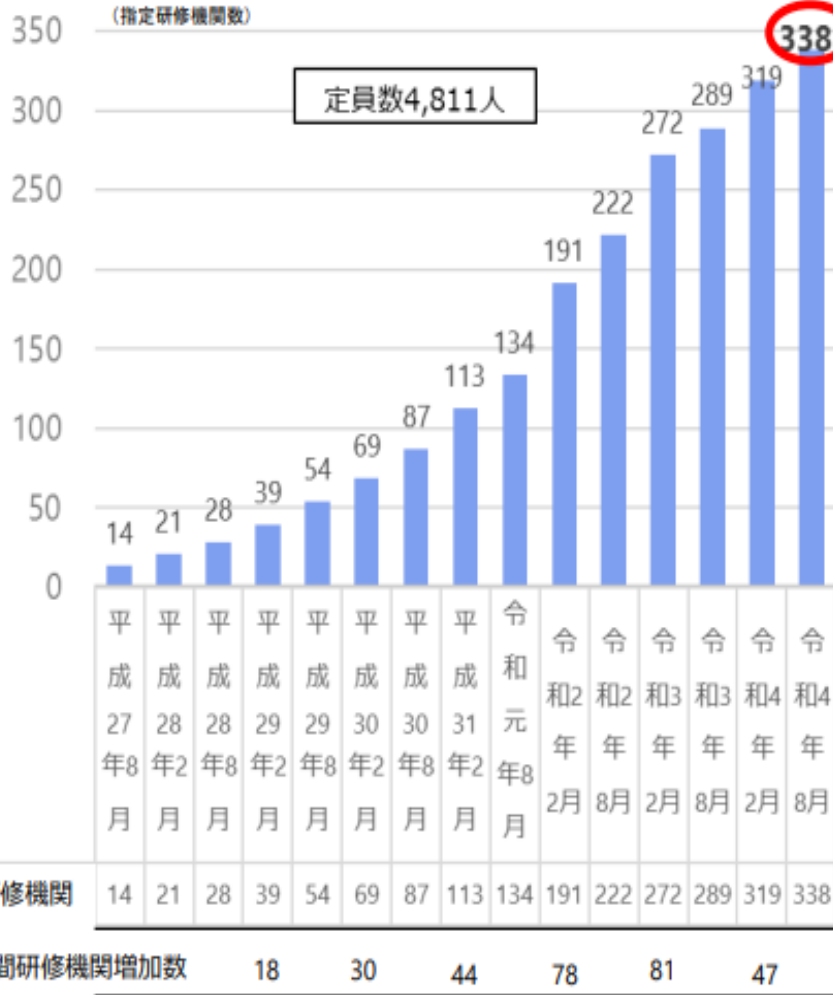
平成30年労働基準法改正により令和6年4月から医師に時間外労働の上限規制が適用されることに対し、特定行為研修を修了した看護師へのタスク・シフト/シェアによる医師の労働時間短縮への効果が非常に大きいことが指摘されている。特に、地域での医療提供体制を確保するための経過措置として暫定的な特例水準（B水準/連携B水準）の解消期限である2035年に向け、より一層の特定行為研修修了者の増加に向けた研修制度の推進が求められている。

指定研修機関数・研修修了者数の推移

○特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており、令和4年8月現在で338機関、年間あたり受入れ可能な人数（定員数）は、4,811人である。

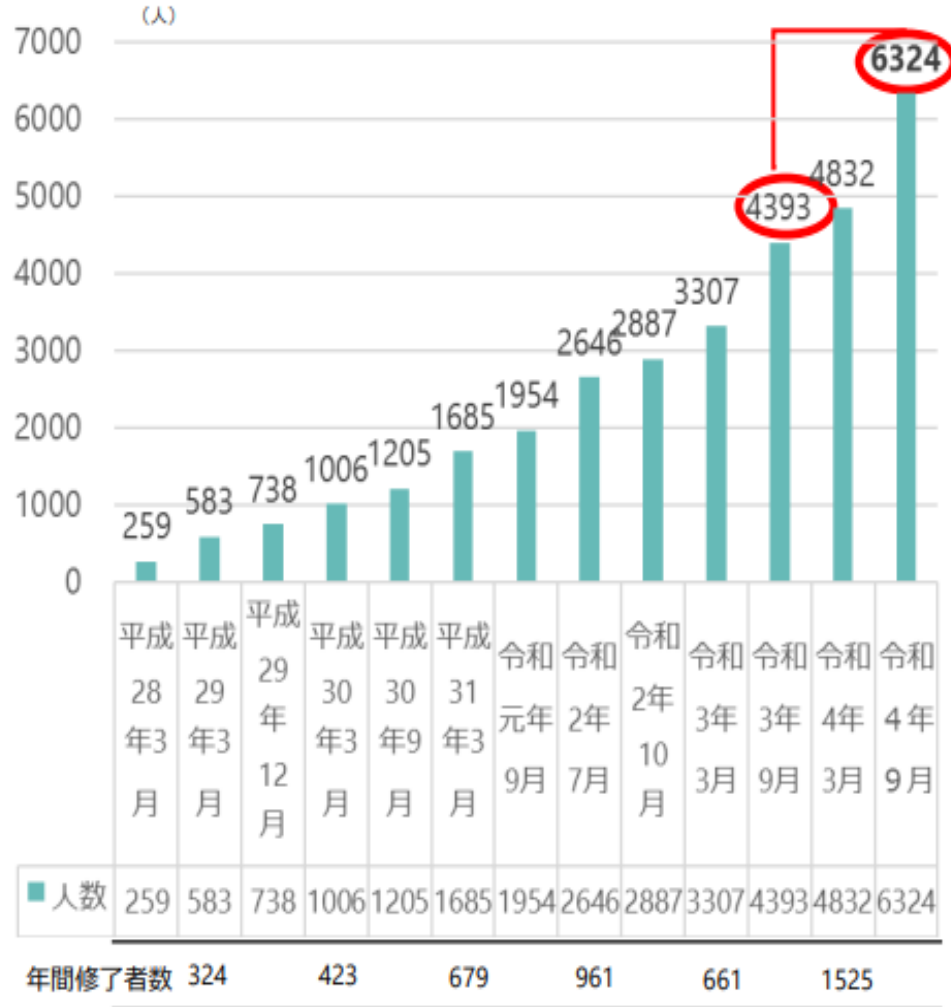
○特定行為研修の修了者数は、年々増加しており、令和4年9月現在で6,324人である。

■ 指定研修機関数の推移



■ 研修修了者数の推移

直近1年は1,900人増加



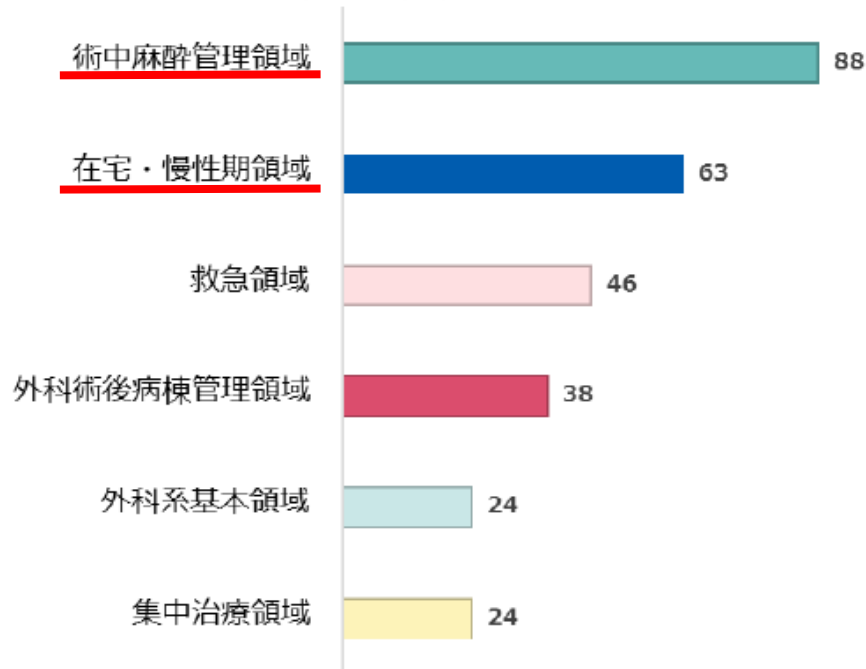
領域パッケージの指定研修機関数・修了者数の推移

○領域別パッケージにおいて令和4年9月現在で、指定研修機関は171機関、修了者数は667人

領域別パッケージを開講している指定研修機関は171機関

各領域別のパッケージ研修実施

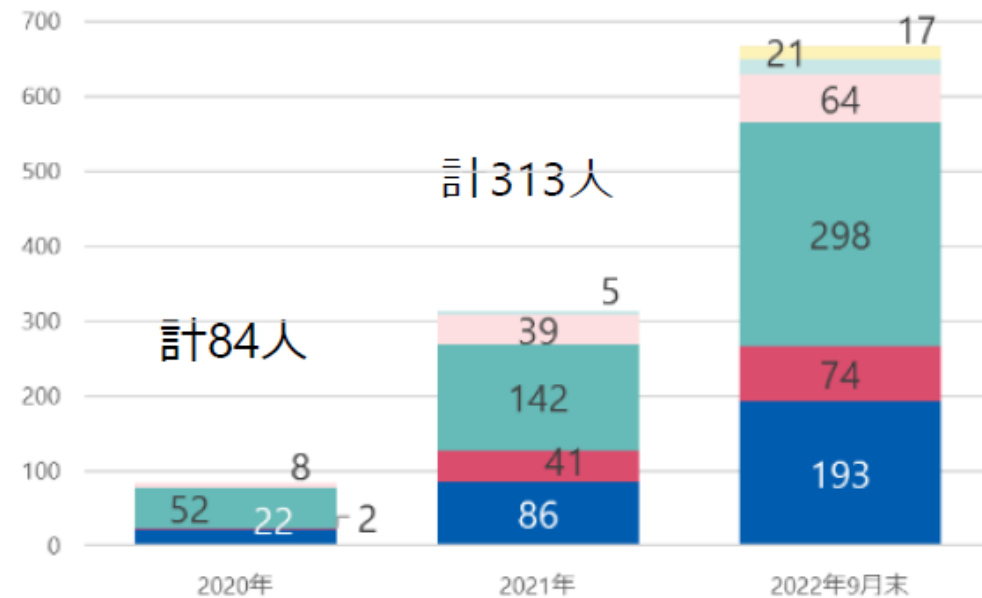
指定研修機関数



各領域別パッケージ研修

修了者数の推移

計667人



■ 在宅・慢性期領域
 ■ 外科術後病棟管理領域
 ■ 術中麻酔管理領域
■ 救急領域
 ■ 外科基本
 ■ 集中治療領域

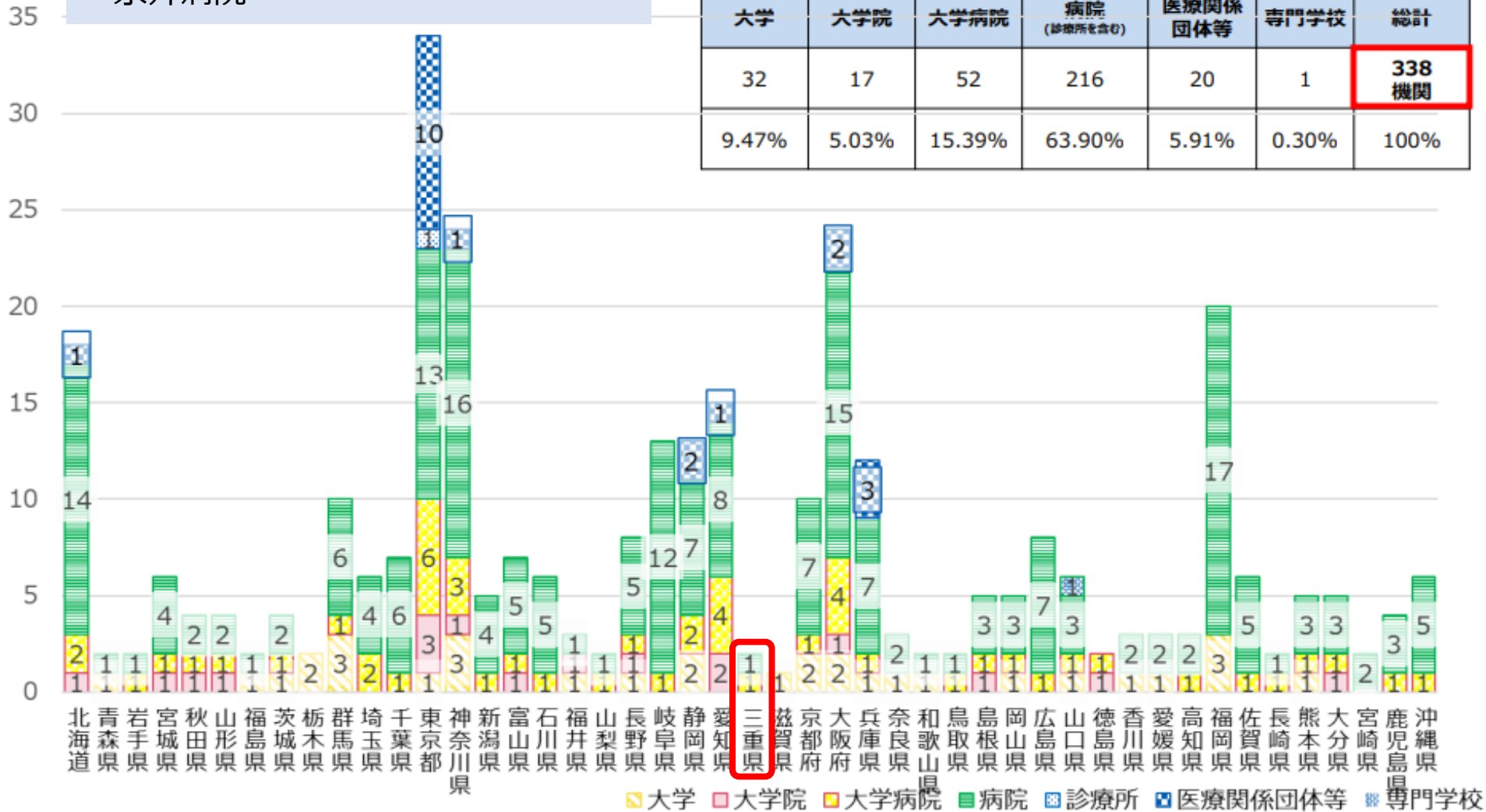
特定行為研修を行う指定研修機関の状況 (令和4年8月現在)

三重県

- ・三重大学医学部附属病院
- ・永井病院

■施設の種別別指定研修機関数(令和4年8月現在)

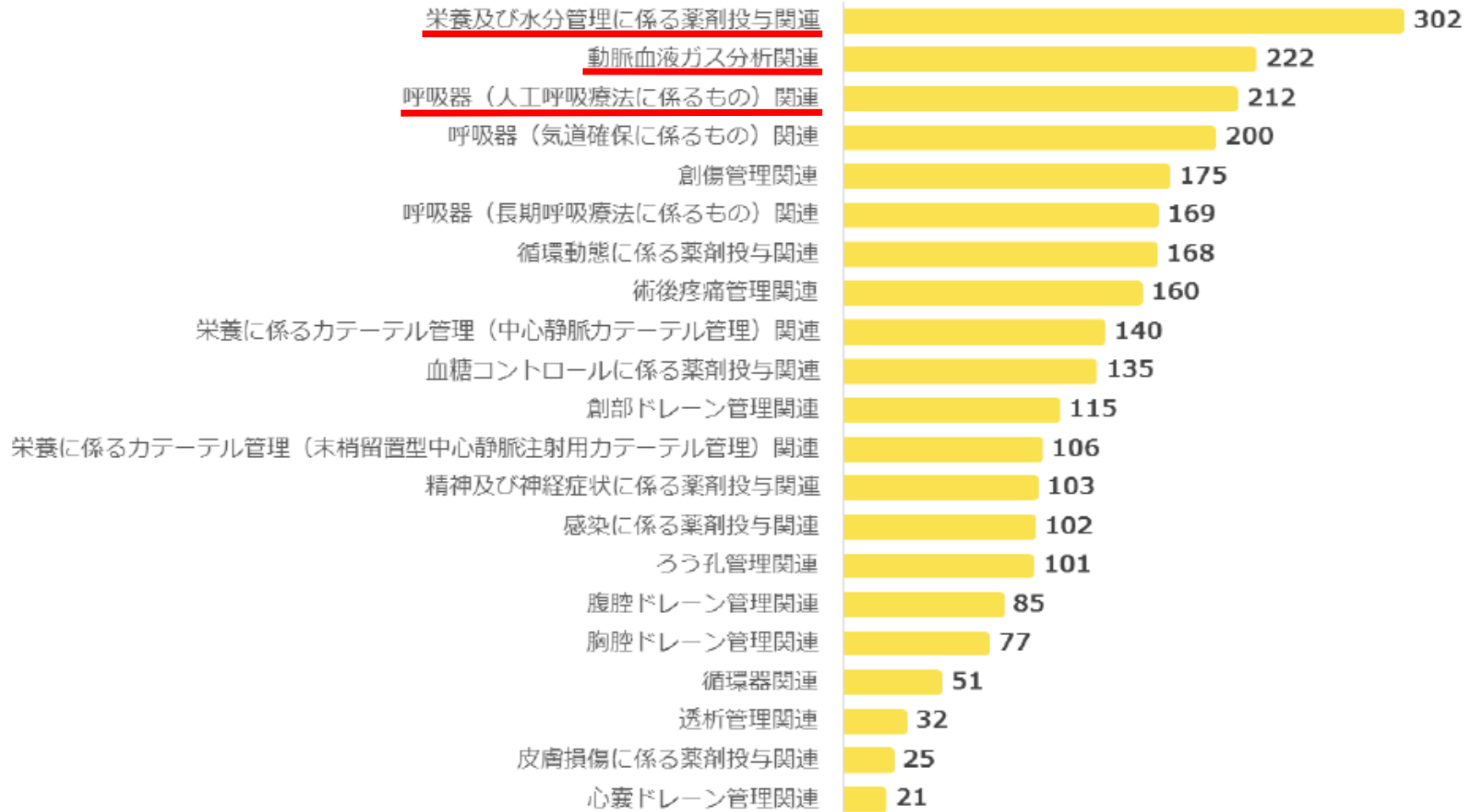
大学	大学院	大学病院	病院 (診療所を含む)	医療関係 団体等	専門学校	総計
32	17	52	216	20	1	338 機関
9.47%	5.03%	15.39%	63.90%	5.91%	0.30%	100%



指定研修機関の特定行為区分別開講状況

○特定行為区分別にみると、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の研修を開講している指定研修機関がもっとも多い。次いで、「動脈血液ガス分析関連」「呼吸器（人工呼吸器法に係るもの）関連」が多い。

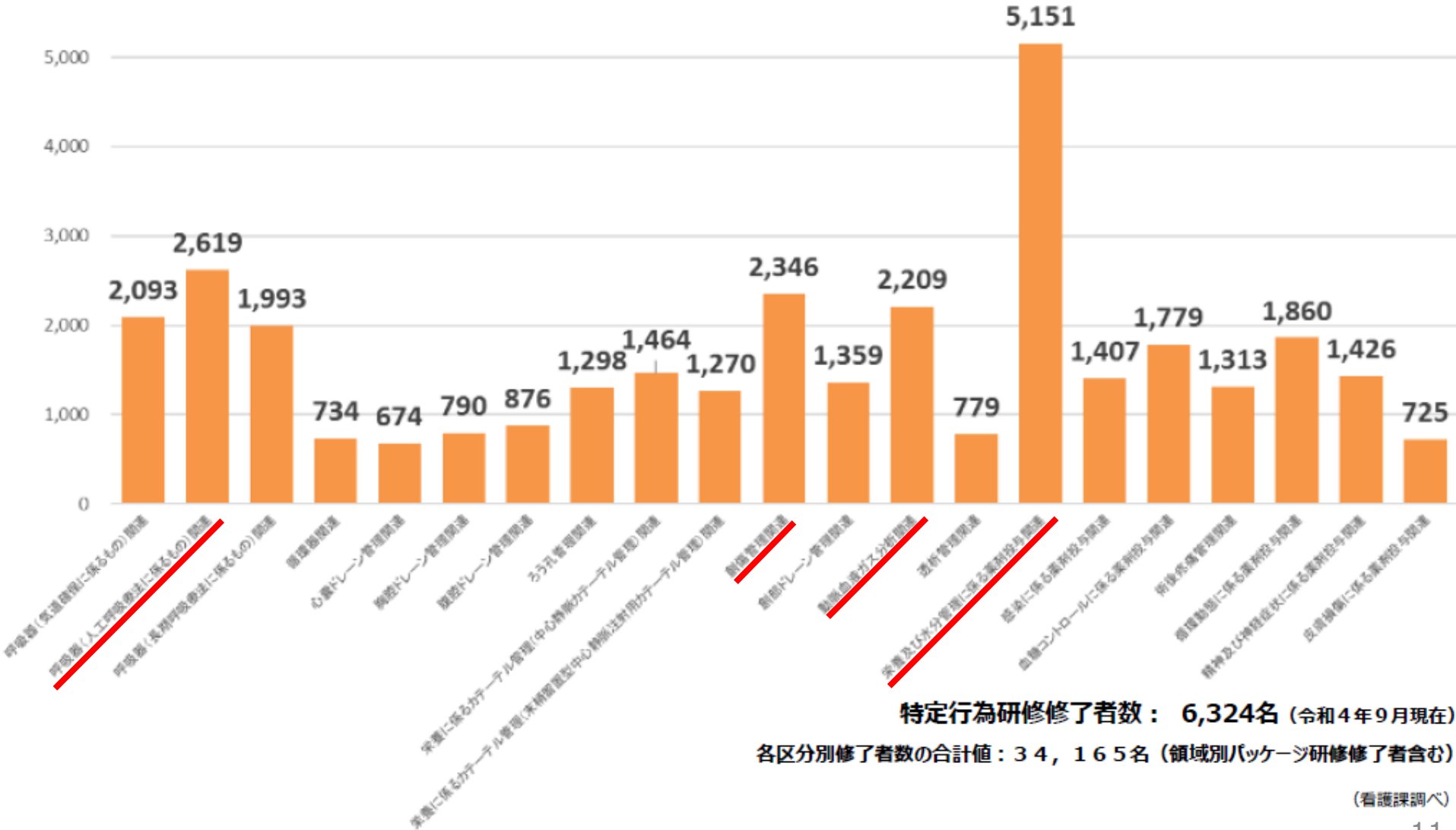
■ 各特定行為区分別の研修実施指定研修機関数（n=338）



（2022年8月現在：医政局看護課調べ）

特定行為研修を修了した看護師数：特定行為区分別

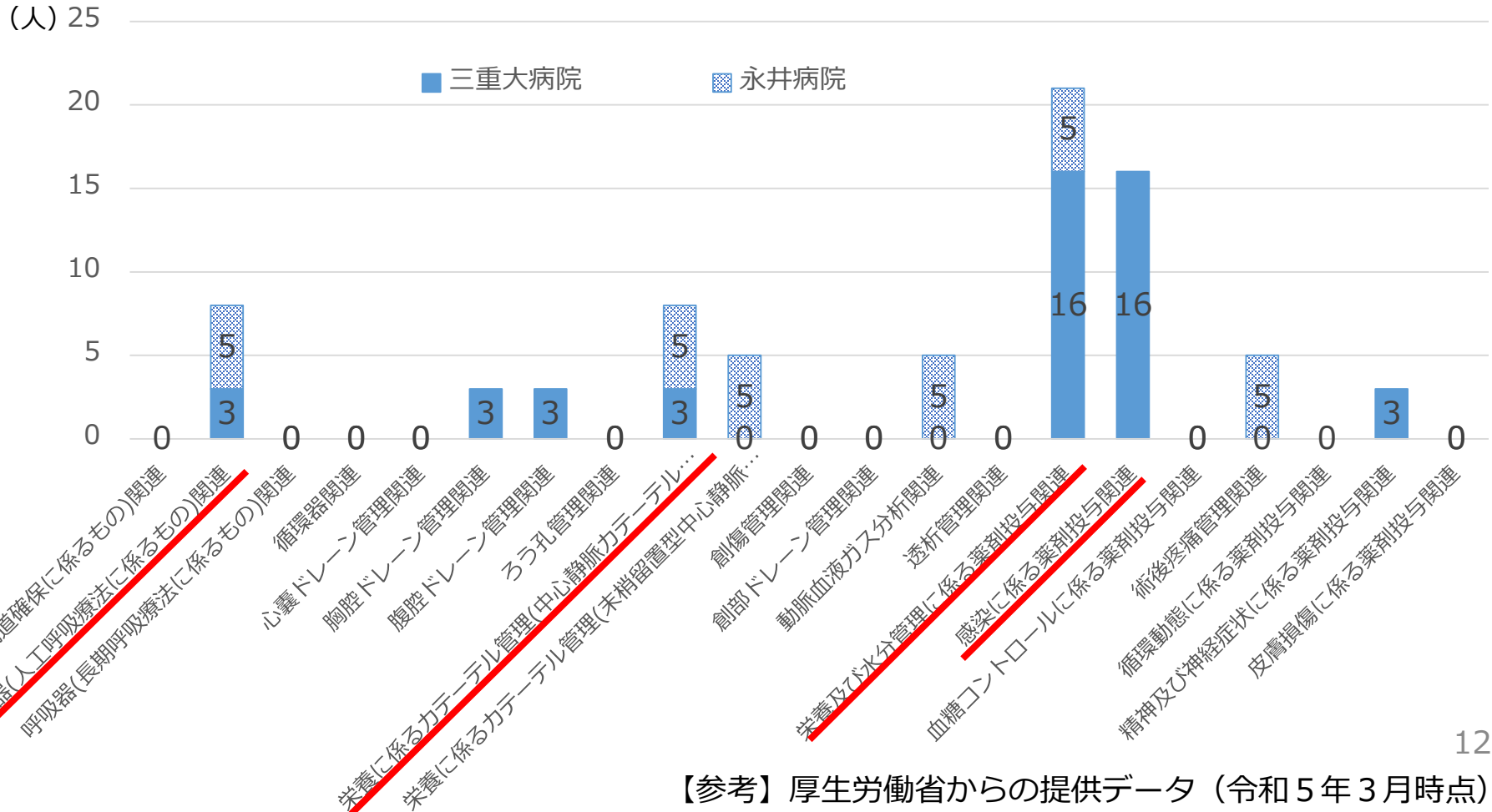
○区分別修了者では、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」が一番多く、次いで「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」、「創傷管理関連」、「動脈血液ガス分析関連」が多い。



指定研修機関の特定行為区分別開講状況①

○区分別の定員数は「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」が一番多く、次いで、「感染に係る薬剤投与関連」「呼吸器（人工呼吸器療法に係るもの）関連」「栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連」が多い。
 ※令和5年3月末日時点で特定行為研修を休校している施設・区分は「0」とみなす。

区分別の定員数



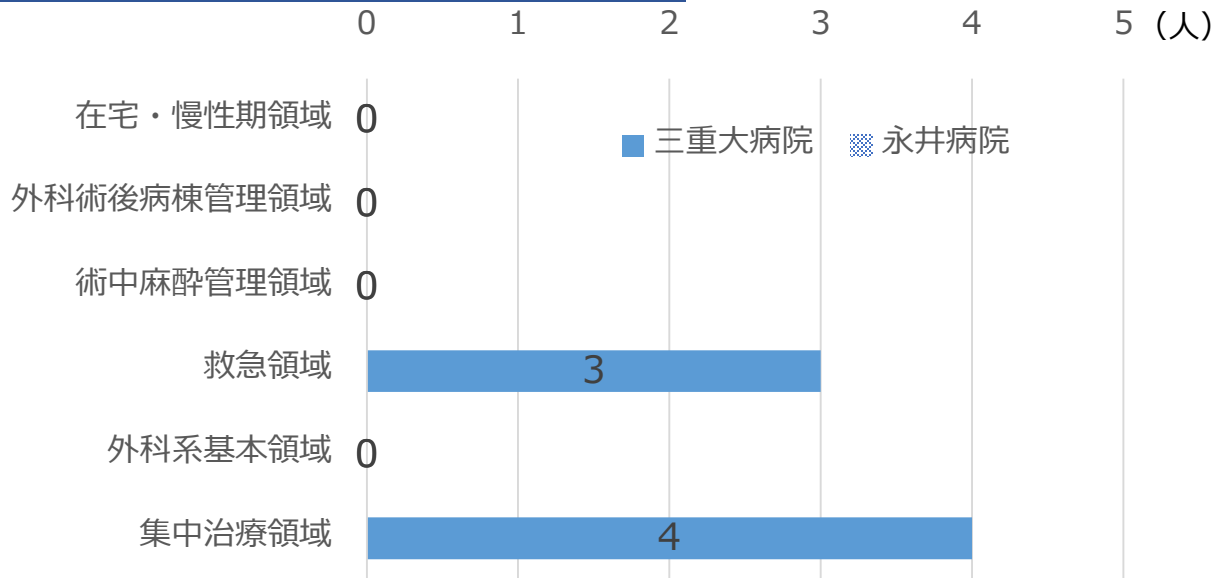
【参考】厚生労働省からの提供データ（令和5年3月時点）

指定研修機関の特定行為区分別開講状況②

○領域別パッケージを開講している領域は、「集中治療領域」及び「救急領域」で三重大病院のみで開講されている。

※令和5年3月末日時点で特定行為研修を休校している施設・区分は「0」とみなす。

領域別パッケージ別の定員数



三重県の指定研修機関の情報について

県内の指定研修機関は、三重大病院（津市内）及び永井病院（津市内）の2か所。
 なお、年間定員数は、三重大病院が30人、永井病院が5人。

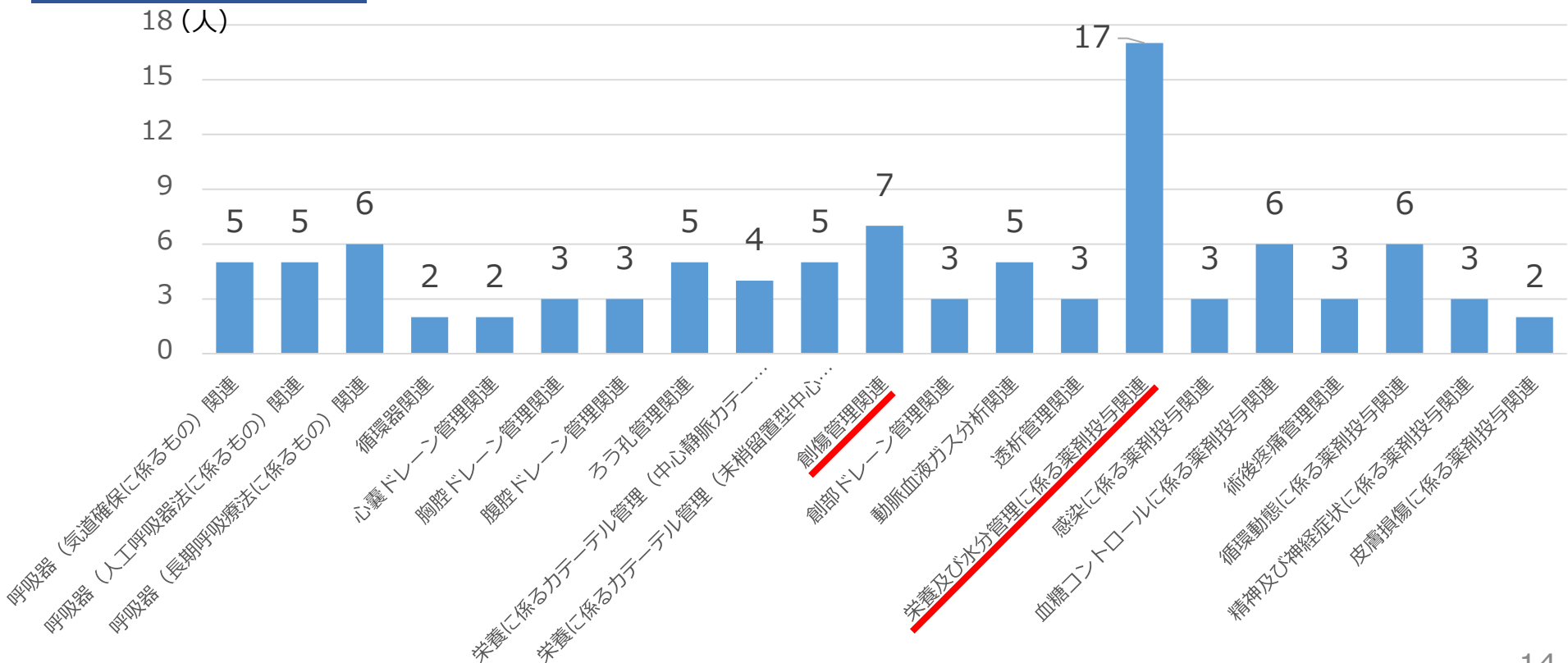
特定行為研修を修了した看護師数①

○区分別修了者数は「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」が一番多く、次いで、「創傷管理関連」「呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連」「血液コントロールに係る薬剤投与関連」「循環動態に係る薬剤投与関連」が多い。

修了者総数 三重県20人

※全数把握にはなっておらず、ポータルサイト上で氏名等の公表に同意した修了者のみ。

特定行為区分別



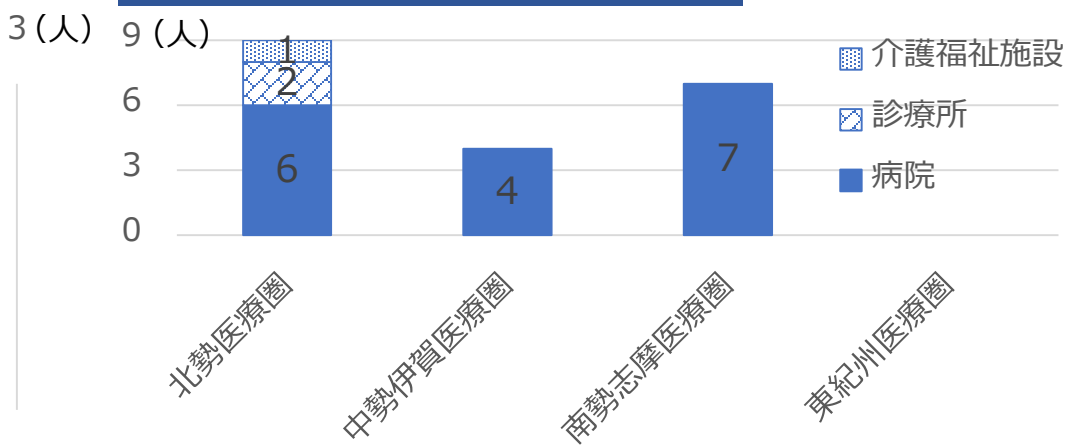
特定行為研修を修了した看護師数②

- 領域別パッケージの修了者は「在宅・慢性期領域」が1人のみ。
- 修了者は「北勢医療圏」に多く、また「東紀州医療圏」にはいない。
- 所属施設別では、「病院」が85%を占める。「診療所」「介護福祉施設」に所属する者もいる。

領域別パッケージ研修修了者数

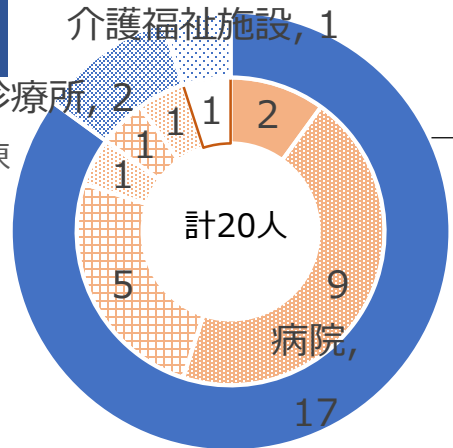


二次医療圏別・所属施設別



所属施設別

- 高度急性期病棟
- 急性期病棟
- 外来
- その他
- 訪問看護



施設	人数 (人)	施設	人数 (人)
病院		診療所	
高度急性期病棟	2	外来	1
急性期病棟	9	その他	1
外来	5	介護福祉施設	
その他	1	訪問看護	1

【参考】看護師の特定行為研修制度ポータルサイト（令和4年10月31日時点）

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について（抜粋）

（医政看発0331第6号 令和5年3月31日 医政局看護課長通知）

1 第8次医療計画に記載する事項

- 地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画
- 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標

2 計画の策定に当たっての留意事項

（1）特定行為研修制度等の普及状況の把握

研修体制を整備するにあたって、地域における特定行為研修等の普及の現状を客観的に把握すること。その際、業務従事者届の集計データや指定研修機関数等の国が提供するデータ、独自調査データ等を活用して把握すること。

（2）課題の抽出

「（1）特定行為研修制度等の普及状況の把握」で収集した情報により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、研修体制の整備における課題や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業状況における課題を抽出すること。

（3）数値目標

研修体制の整備（指定研修機関数や協力施設数の目標の設定等）や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、「（2）課題の抽出」で明確となった課題に対して、指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、地域の実情に応じた数値目標並びに目標達成に要する期間を設定すること。

（4）施策

目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要である。「（2）課題の抽出」に対応するよう、「（3）数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策及び事業等を立案すること。なお、目標を達成するための施策として、国が実施する事業も積極的に活用すること。

（5）評価

計画の実効性を高めるためには、計画の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。このため、あらかじめ評価を行う体制を整え、計画の評価を行う組織や時期を明確にすること。

特定行為研修に係る目標値の考え方

【出典】第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会資料 一部改変

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- 療養病棟等に1名以上配置する場合の就業者数 等

例

全訪問看護ステーション数：100

うち、看護師が常勤換算で5名以上の訪問看護ステーション数：40

40の訪問看護ステーションに1名以上の修了者：40
箇所×1名=40名以上

2

新興感染症等の有事に対応可能な就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

例

特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35

救命救急入院料を算定する病棟数：15

上記の各病棟に最低2名以上の配置：

2名×35=70名以上
2名×15=30名以上
合計100名以上

3

医療機関における看護の質の向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数

【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
・高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数
・外科病棟に日勤帯に1名以上、毎日配置するために必要な人数） 等 等

①～③の合計+α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

特定行為研修の推進に向けて①

■ 課題①：数値目標の設定

- ・ 第8次医療計画の策定にあたり、以下が求められている。
 - 指定研修機関・協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画の策定（指定研修機関数・協力施設数の目標の設定等）
 - 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標の設定
- ・ 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師は、在宅医療の推進のほか、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応及び医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアの推進に資するものとして、その役割が期待されている。
- ・ 看護職員確保対策を効果的に進めていくためには、数値目標を設定のうえ、計画的かつ戦略的に取り組む必要がある。

■ 論点

- ・ 指定研修機関数や特定行為研修修了者数等の設定について、どのように考えるか。

■ 方向性（案）

- ・ 「資料5（スライド20）」参照。
「ア 在宅・慢性期領域の就業者数」「イ 新興感染症等の有事に対応可能な就業者数」「ウ タスク・シフト/シェアに資する就業者数」に分けて目標数を算出。

特定行為研修の推進に向けて②

■ 課題②：特定行為研修修了者数の確保

- ・三重県は、指定研修機関数や特定行為研修修了者数が充足しているとはいえない。とくに在宅医療分野の研修修了者数が少ない。また、東紀州医療圏には研修修了者がいない。
- ・現在、指定研修機関は三重大病院と永井病院（三次又は二次救急医療機関）のみ。在宅医療分野の研修修了者数を増やすためには、新たな指定研修機関を立ち上げることも視野に対応策を検討していく必要がある。
- ・看護師の特定行為研修は平成27年10月に創設されたもので、十分に研修修了者の必要性を認識されていない可能性がある。国及び県の取組内容を含め、広く発信していくことが求められている。

■ 論点

- ・特定行為研修修了者数の確保に向けて、どのような対策が有効と考えるか。（指定研修機関を確保するための取組、特定行為研修の受講促進につながる取組等）

■ 方向性（案）

- ・「資料5（スライド21）」参照。
「指定研修機関の整備」「制度の普及啓発」「指導者及び修了者への支援」「その他」について取組の方向性を検討。

特定行為研修の推進に向けて①（案）

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値

国の「特定行為研修に係る目標値の考え方」（資料6（スライド17））を参考に算出。

① 在宅・慢性期領域の就業者数

- 看護職員数が常勤換算5人以上の、訪問看護ステーション6割に、特定行為研修修了者各1人以上を配置
- 在宅療養支援病院に、特定行為研修修了者各1人以上を配置

全訪問看護ステーション数：238

うち、看護職員数が常勤換算5人以上の訪問看護ステーション数：73

73の訪問看護ステーション6割に1人以上の修了者：73施設×60%×1人
≒**45人以上**

在宅療養支援病院数：19

19の在宅療養支援病院に1人以上の修了者：19施設×1人≒**20人以上**

② 有事に対応可能な就業者数

- 二次救急医療機関に、特定行為研修修了者各2人以上を配置
- 三次救急医療機関に、特定行為研修修了者各3人以上を配置

二次救急医療機関（病院群輪番制参加病院のみ）：28

28の二次救急医療機関に2人以上の修了者：28施設×2人＝**55人以上**

三次救急医療機関：4

4の三次救急医療機関に3人以上の修了者：4施設×3人≒**15人以上**

③ タスク・シフト/シェアに資する就業者数

- 年間の医師の時間外労働時間について、特定労務管理対象機関（特例水準）となることで時間外労働時間を引き上げることが可能

特例水準を受ける見込みの医療機関に、特定行為研修修了者各3人以上を配置

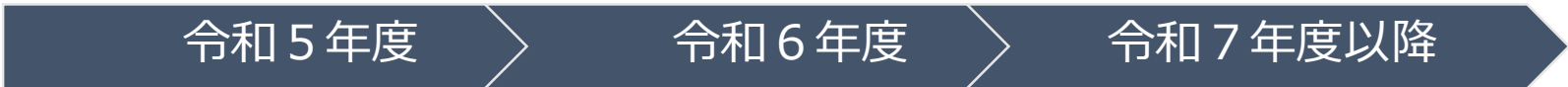
特例水準を受ける見込みの医療機関：8

8の特例水準を受ける見込みの医療機関に3人以上の修了者：8施設×3人
≒**25人以上**

合計

三重県の特定行為研修修了者の就業者数の目標値：**160人以上**（令和11年度まで）

特定行為研修の推進に向けて②（案）



令和5年度 指定研修機関の意向確認

- ・医療機関
- ・看護系大学 など

令和6年度 指定に向けての後方支援

- ・研修機関支援事業、指定研修機関等施設整備事業
- ・その他活用可能な制度の紹介

令和7年度以降 開講

制度の展開

- ・機関間での情報交換会
- ・先進事例の紹介

指定研修機関の整備

- ・既に特定行為研修を実施している場合、区分を拡大することは可能か。
- ・認定看護師（例：感染管理、皮膚・排泄ケア、在宅ケアなど）と特定行為を組み合わせることは可能か。
- ・併設又は実習先の訪問看護事業所が協力施設となることなどで特定行為研修を行えるか。

制度の普及啓発

特定行為研修の知識の普及・啓発

- ・説明会（業種別）の開催
- ・国・県の取組の周知
- ・三重大病院・永井病院の取組紹介 など
- ・制度の周知
- ・他県先進事例を収集、共有

指導者及び修了者への支援

特定行為研修における指導者の支援

- ・指定研修機関や協力施設（予定を含む）の指導者向けの研修の周知

特定行為修了者の支援

- ・交流会の開催

その他

受講料の補助、他自治体の取組内容の収集

国への要望（診療報酬の拡充など）

指定研修機関となるメリットなどとは何か。

● 質の高い看護の提供

- ・ 自施設の看護職員を研修に受講させやすい。
- ・ 特定行為研修を修了した看護師は、医師・歯科医師が予め作成した手順書に沿って患者にタイムリーに特定行為を実施することができる。
- ・ 疾患・症状・生活を含めた患者・家族の全体像をアセスメントできるようになり、よりよいケアが提供できるようになる。

● 経営（収入面）

- ・ 指定研修機関の立ち上げ、運営にあたり国の補助制度を活用することができる。
- ・ 研修受講生からの受講料は研修運営費等として賄える。
- ・ 診療報酬について、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了者の配置が加算の算定要件となっているものがある。

● 地域貢献

- ・ 在宅医療の需要が増加する見込みの中、訪問看護分野において、特定行為研修修了者を養成することにより、質が高く効果的なケアの実施の推進が期待される。
- ・ 新興感染症等の有事に対応可能な看護師を養成することが求められている。

● 働き方改革の見直し

- ・ タスク・シフト/シェアの推進により、医師の労働時間短縮への効果が期待される。

【参考】（概要）特定行為研修制度の推進策について

指定研修機関への支援

- ✓ **研修機関導入促進支援事業**
研修導入に必要な備品購入、eラーニング設置、実習体制構築等の経費に対する支援
- ✓ **指定研修機関運営事業**
指導者経費、実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な経費に対する支援
- ✓ **研修機関の養成的向上支援事業**
自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用等に対する支援
- ✓ **指定研修機関等施設整備事業**
研修を実施するためのカンファレンスルーム、eラーニング設置、研修受講者用の実習室等の新築・増改築・改修に必要な施設整備に必要な経費に対する支援
- ✓ **人材開発支援助成金**
訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を雇用保険により助成

医療機関への支援

- ✓ **地域医療介護総合確保基金**
受講者の所属施設に対する支援（医療機関において負担した受講料等の費用補助、代替職員雇用の費用補助）
 - ✓ **診療報酬における評価**
一定の要件を満たした研修修了者が、診療報酬上の施設基準等の要件とされている
- 平成30年改定：**糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、特定集中治療室管理料1及び2
- 令和2年改定：**総合入院体制加算、麻酔管理料Ⅱ
- 令和4年改定：**重症患者搬送加算、重症患者対応体制強化加算、早期離床・リハビリテーション加算、精神科リエゾンチーム加算、栄養サポートチーム加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、呼吸ケアチーム加算、術後疼痛管理チーム加算、専門性の高い看護師による同行訪問、機能強化型訪問看護管理療養費1、2、3、専門管理加算、手順書加算

研修受講者への支援

- ✓ **教育訓練給付**
労働者が研修の費用を負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援
 - ・一般教育訓練給付：受講費用の20%（上限年間10万円）
 - ・特定一般教育訓練給付：受講費用の40%（上限年間20万円）
 - ・専門実践教育訓練給付：受講費用の50%（上限年間40万円）
 ※受講者が支給を受けるためには、指定研修機関の特定行為研修が、教育訓練施設としてあらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要がある

【参考】看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和5年度要求額：1.1億円（0.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担、研修修了者の実態把握など、特定行為研修の実態や課題について継続的なデータ把握を含め、調査・分析等を行う。

2 事業の概要

指導者育成等事業

拡充

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

・ **目的**：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する

・ **概要**：事業者は以下①と②の両方を実施する。

①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施

②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施

・ **補助先**：公募により選定された団体

・ **備 考**：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

・ **目的**：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する

・ **概要**：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施

・ **補助先**：公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

【参考】看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和5年度要求額 6.3億円（令和4年度予算額 6.3億円）

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

161,826千円（161,826千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円（418,018千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗品費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。看護師が特定行為研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、ポータルサイトを設け・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る研修機関の質的向上支援事業 39,618千円（39,618千円）

効率的な研修体制の確保を図る指定研修機関に対し、特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の効率的な運営に必要な、指導者にかかる経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費、指定研修機関等の連携に必要な会議等を開催する費用などの支援を行い、効率的な指定研修機関の運営についての検証を行う。【補助先：指定研修機関】

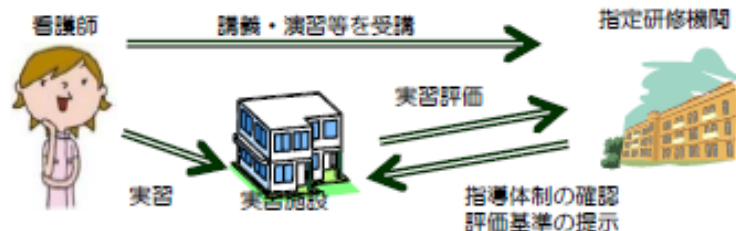
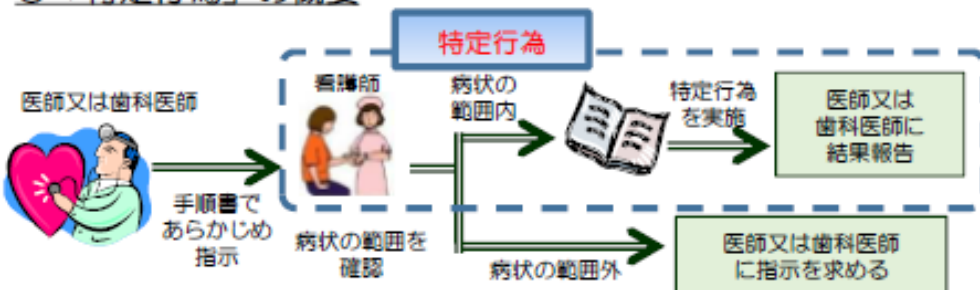
令和5年度要求額（令和4年度予算額）医療提供体制施設整備交付金26億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金24億円の内数）

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要

○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

令和5年度当初予算：1.5億円（-） ※0内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し**、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

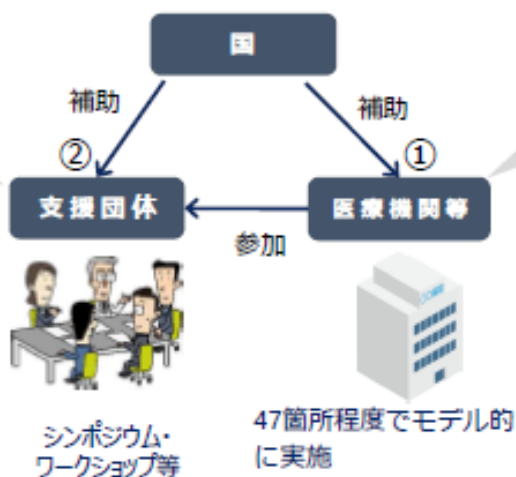
- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、概ね3年以上の看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

- 実施主体：① 医療機関である指定研修機関又は医療機関を運営する指定研修機関
② 関係団体
- 補助率：① 1/2 ② 10/10

事業スキーム

② 支援団体の取組

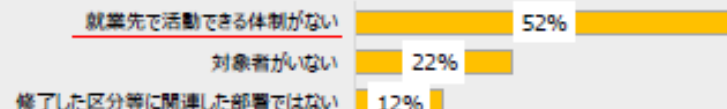
- 【シンポジウム】対象：全医療機関
○ 本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
- 【ワークショップ】対象：本事業を実施する医療機関（看護部長等）
○ 本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（全3回）
- 1回目：各医療機関の取組や年間スケジュール等の共有
 - 2回目：取組の進捗や課題の共有及び意見交換の実施、中間報告
 - 3回目：取組の最終報告、次年度に向けた課題や計画の共有



① 医療機関等の取組（補助要件）全て必須

- (1) 特定行為研修推進委員会の設置
特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る
 - ・ 組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・ 安全な特定行為の実施の確認 等
- (2) 概ね卒後3年以上の経験を有する看護師にeラーニングによる特定行為研修の共通科目の受講機会の提供
- (3) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・ 特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・ 臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応
- (4) 「特定行為研修の組織定着化支援事業推進に係るワークショップ等開催事業により実施されるワークショップ等への参加

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）（N=431）



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

対象経費

- ・ 特定行為研修や感染管理認定看護師教育課程の受講に要する経費（病院等が特定行為研修機関や感染管理認定看護師教育機関に支出するもの、又は病院等が派遣看護職員に対して受講に要する経費相当額として支出するもの）

補助金額

- ・ 派遣看護職員 1 人あたり最大 **50万円**
（基準額 100万円、補助率 2分の1）

対象施設

- ・ 県内の病院等

申請期限

- ・ 令和6年1月頃（予定）

その他

- ・ 令和2年度から特定行為研修、令和3年度から感染管理認定看護師教育課程の受講に要する経費に係る補助制度を創設

（参考）過去の補助実績

令和2年度

- 特定行為研修：2施設

令和3年度

- 特定行為研修：0施設
- 感染管理認定看護師：2施設

令和4年度

- 特定行為研修：5施設（6人分）
- 感染管理認定看護師：9施設

令和5年度の申請方法については、令和5年10月頃に医療機関などに案内する他、県ホームページにも掲載予定。

https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/84303023357_00001.htm

【参考】特定看護師、専門看護師、認定看護師

	特定看護師	専門看護師	認定看護師
認定方法	修了証の交付	資格制度	資格制度
定義	実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的知識及び技術を必要とする特定行為（診療の補助）を手順書により行うことができる看護師	水準の高い看護を効率よく行うための技術と知識を深め、卓越した看護を実践できると認められた看護師	高度化し専門分化が進む医療の現場において、水準の高い看護を実践できると認められた看護師
運営	厚生労働省が指定する研修機関	日本看護協会 日本看護系大学協議会	日本看護協会
必要な経験	概ね3～5年以上の実務経験	5年以上の実務経験（うち3年以上は専門看護分野）	5年以上の実践経験（うち3年以上は認定看護分野）
資格取得の条件	指定研修機関での研修を修了すること	看護系大学院で修士課程を修了し、必要な単位を取得後、専門看護師認定審査に合格すること	日本看護協会が定める600時間以上の認定看護師教育を修め、認定看護師認定審査に合格すること
区分数	21区分38行為 6領域別パッケージ	13分野	21分野（A課程） 19分野（B課程）
資格更新の有無	更新不要	5年ごとに更新要	5年ごとに更新要
役割	患者の状態をタイムリーに捉え、手順書に沿って迅速に対応	実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究	実践、指導、相談